

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 4 7 号

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規
則の一部を改正する規則

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成 2
7 年鳥取市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項の表備考第 5 項中「附則第 5 条の 4 第 6 項及び府令第 2 0 条」を「府令
第 2 1 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。